

ストップザ悪質商法!

～うますぎる話にはご用心～



『悪質商法』とは…

うまい言葉でわたしたちに近づいて、高額な商品やサービス売りつける販売方法のことです。

売っている商品について **ウソをついたり**、**お金だけ払わせて商品を渡さなかったり**、私たちがだましてお金もうけをしようとする悪い人たちがいます。**「こんなはずではなかった」「知らないうちにだまされていた」と**言うことにならないように、だます手口やパターンを知りトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

● 『契約』について確認しましょう。

契約とは、「法律的な責任が生じる約束」のことで、「買いたい（消費者）」と「売りたい（事業者）」の間で**お互いの意思が合意したときに成立します。**

お店でものを買うほかに、サービスを利用することもすべて「契約」になります。



▶ 契約は守らなければいけません!

一度契約が成立すると、自分も相手も契約を守らなくてはなりません。つまり、自分が「**契約を守らなくてはいけない義務**」を負い、相手に「**契約を守ってもらう権利**」がうまれます。いったん**契約が成立すると、原則として一方的に取り消したり、解除することはできません。**



若者が
ねらわれる

悪質商法の手口

あなたの身の周りにひそむ「悪質商法」の代表的な手口を紹介します。この他にも、複数の手口をミックスした方法など、いろいろな手口があります。「こまった」「どうしよう」「こわい」と感じたら、すぐに家の人に相談しましょう。



一人で
悩まないで!

消費生活センターへ連絡してください。早く相談すれば、解決も早くなります。

CASE
①

ワンクリック詐欺

サイトにあった画像をクリックすると、突然、エッチな画像になってしまった。すると「ご登録ありがとうございます。会費 99,000 円を振り込んでください」と表示された。

あわてて業者へ連絡すると、あなたの個人情報を相手に知らせることになってしまいます。入会や登録をしていないのに、そのサイトを見ただけで勝手に入会させられて、高い利用料金を請求されます。



どうしたらいいの?

おしえて
消費生活
相談員
さん!



絶対にお金を振り込んではいけません！無視してそのサイトをすぐ閉じて、そのサイトに行くのはやめることです。ゲームサイト・懸賞サイト・占いサイトには、危険がひそんでいることも多いので注意しましょう。

お金を振り込んでいいじゃないかね。



CASE
②

キャッチセールス (モデル商法など)

街を歩いていたら男の人に「きみかわいいね。モデルにならない」「芸能界に興味はある？」と声をかけられた。宣伝用の写真をとるからと事務所に誘われ、デビューに必要な養成スクールの契約やレッスン料などの名目で高額な契約をせまられた。

「かわいい」「芸能界にデビューできる」などの甘い言葉につられてうっかりついて行くと、契約するまで事務所から帰してくれないことがあります。

どうしたらいいの?

おしえて
消費生活
相談員
さん!

「モデル」や「タレント」になるための「養成スクール」「レッスン料」など様々な理由でお金を請求するだけで、芸能事務所の活動をほとんどしていない会社が多くあります。路上で話しかけられても、立ち止まらないのが一番！近づいても相手にしないことです。

そもそも子どもだけで、知らない大人の人について行くことはたいへん危険な行動です。その場で即答せず、家族に相談するようにしましょう。



CASE

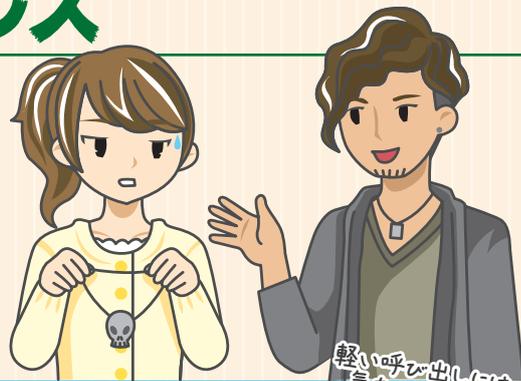
3

アポイントメントセールス

SNS*で知り合った人と仲良くなり、誘われてジュエリーショップに行った。買うつもりはなかったのに、「良くにあう」「とても素敵だ」とすすめられ、必要のない高額な商品を購入してしまった。

うっかり呼び出しに乗り出向いてしまうと、うまい言葉で勧誘を受け、断りきれなくなり高額な商品を買わされてしまいます。

*SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
インターネット上で、日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人たちの交流を目的としたサービス



軽い呼び出しには
気をつけないと

どうしたらいいの？

おしえて
消費生活
相談員
さん！



親しくない人や身元のわからない人からの誘いには応じないようにしましょう。興味本位で指定された場所に行くことも危険です。あやしい誘いやうまい言葉には充分注意して、呼び出しに応じないようにしましょう。



CASE

4

ネット通販トラブル

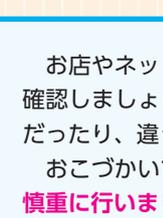


ゲームを通常より安く販売しているサイトの情報を友達から聞き、インターネットで検索した。おこづかいで買える金額だったのでゲームを購入し、指定された口座に代金を振り込んだが、いくら待っても商品が届かない。連絡先の電話もメールもつながらない。

市場価格よりも安かったり、手に入りにくい商品が掲載されている場合は注意が必要です。はじめから商品がないのに画像だけを掲載し、お金を振り込ませた後、連絡がとれない状況が発生します。

どうしたらいいの？

おしえて
消費生活
相談員
さん！



お店やネットオークションの**連絡先や評判を事前に収集**し、信頼できるサイトか確認しましょう。また、**返品が可能かを確認**することも重要です。商品がニセモノだったり、違うものが届いたりすることもあります。おこづかいで買えるものでも、**家の人に相談するなど、見えない相手との取引は慎重に行いましょう！**



CASE

5

マルチ商法

先輩に「簡単にもうかるいい話がある」と誘われて、販売組織の説明会に参加した。そこで「商品を売って会員を増やすだけで、マージンがもらえる」と簡単に利益を得られるかのようにしつこく勧誘を受け契約した。その後、友だちを誘ってみたが、だれにも入会してもらえず、商品が大量に残った。

友人・知人からの紹介で広がり、高額なお金を払って組織に入ったものの、実際はうまくいかずに商品と借金が残り、友人までも失うことがあります。



友達は大切！

どうしたらいいの？

おしえて
消費生活
相談員
さん！



おいしい話には充分注意して、いくら友達だとしても**呼び出しには応じないように**しましょう。「断りにくい」などと遠慮せず、**アヤシイと感じたらキッパリ断る**ことが大切です。



「クーリング・オフ制度」 を利用しましょう!

訪問販売や電話勧誘などで、十分に検討することなく契約してしまった場合は、一定の期間内であれば、無条件で契約を解除することができる制度です。

ただし、化粧品や健康食品などの使用してしまった消耗品や 3,000 円未満の現金取引、通信販売などクーリング・オフが適用されないものもあります。詳しくは消費生活センターに相談しましょう。



クーリング・オフできる主な販売方法と期間

取引内容	適応対象	期 間
訪問販売	店舗以外での訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス等)	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘して契約する販売	
特定継続的役務	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス	
訪問購入	押し買い	20日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	
業務提供誘引販売	内職商法、モニター商法	

クーリング・オフ通知(ハガキ)の書き方例

<p style="text-align: center;">契約解除通知書</p> <p>契約年月日 平成〇年〇月〇日</p> <p>商 品 名 〇〇〇〇</p> <p>契 約 金 額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 株式会社〇〇〇〇</p> <p>(担当者) 〇〇〇〇氏</p> <p>上記日付の契約は解除します。</p> <p>支払い済みの〇〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>契 約 者 (住所) 中央区〇〇〇丁目〇番〇号 (氏名) 〇〇〇〇</p>	<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="text-align: center;">  □□□□□□□□ </div> <p style="text-align: center;">事業者住所</p> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <p style="text-align: center;">代表者 様</p>
--	--

注意事項

- ハガキの表・裏ともコピーを取り、保存しましょう。
- ポストに投かんせず、郵便局の窓口に行き「簡易書留」か「特定記録郵便」で出しましょう。(別に費用がかかります。)

「こまった」「どうしよう」「こわい」と感じるものがあったら、一人で悩まずにすぐに家の人や消費生活センターに相談してください。早い段階で相談すれば、それだけ解決も早くなります。

中央区消費生活センター

相談専用ダイヤル

03 (3543) 0084

祝日・年末年始を除く月～金曜日 9時～16時

